

瑞浪市窯業技術研究所運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第36号。以下「条例」という。）第5条の規定により、瑞浪市窯業技術研究所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 瑞浪市窯業技術研究所の効果的かつ円滑な運営を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 瑞浪市窯業技術研究所の事業、方針等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、瑞浪市窯業技術研究所の運営に必要な事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第5条 条例第5条第2項の専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長及び部会員は、委員会の委員のうちから委員長が任命する。
- 3 部会長は、調査、研究の結果を委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、窯業技術研究所において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。